

平成18年度第2回情報公開運営審議会 議事録

1. 日 時……………平成19年3月14日（水）午後7時00分～9時20分
2. 会 場……………市役所3階庁議室
3. 出席委員……………内田勝一（会長）・川島岩治・島崎喜美子・嶋田節男（会長職務代理）・古瀬礼子・松原きみ子・宮崎孝雄
欠席委員……………なし
事務局……………岸田総務部長・吉野総務課長・藤巻総務課長補佐・小原情報公開係長・湯浅情報公開係主任
傍聴者……………1名

4. 会議内容

◆部長挨拶

◆議題1

事前送付済の『平成18年度第1回東村山市情報公開運営審議会 議事録』（平成18年6月26日開催）の内容を確認する。

会長・・・何かご意見はありますか。ないようですので議事録はこれで承認いたします。次の議題に移ります。

◆議題2 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成18年6月～平成19年1月分）」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

係長・・・6～1月の累計で、請求者66人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は75枚、そのうち義務的請求が60件、任意的申出15件。所管課別の請求件数は82件、決定の内訳は、全部公開26件、部分公開46件、非公開5件、検討中1件、取下げ4件でした。請求が多かった所管は再開発担当（西口再開発に関する請求）、都市計画課（都市計画審議会や建築指導内容に関する請求）、児童課（保育園に係る裁判や補助金交付に関する請求）、議会事務局（政務調査費に関する請求）です。

～以下、配布資料の「3 情報公開請求の状況」から、非公開決定又は部分公開決定したものを読みあげて報告する。～

《報告に対する質疑応答》

会長……………以上の報告に関して、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

嶋田委員……………No. 32の②③ですが、いずれも補助金申請時に口頭で行われたので文書不存在とな

っている。申請書を補足するものとして口頭で協議や説明がなされた場合、それを記録しておくことというルールは市にないのでしょいか。

係長・・・・・・これについては確認して次回ご報告します。

嶋田委員・・・・・・ではNo. 57①ですが、請求された工事契約にかかわる文書は、その時点で仮契約だったので本契約後に公開するとして非公開にした。このような、いつ頃なら公開できるという見通しが立つものは、それを請求者に伝えているのでしょうか。

次にNo. 57②は、事業総額の変更理由、見積根拠を知りたいというのですが、市民の目からみると総額が約3億円下がるというのはそもそもの見積の信頼性が疑わしく感じます。この総額がどう見積もられたかは、積算内訳表などの細かい積算資料があってそれを見ればわかるものなのでしょいか。

主任・・・・・・①については議会の議決を経て本契約になるものでしたので、議決予定日はわかっていたからこの日以降は公開できるとご説明しました。公開できる日の見通しがつくものは伝えています。

会長・・・・・・No. 46は検討中ですが公開の見通しは伝えてあるのですか。

主任・・・・・・これは請求時に防災安全課に確認したところすぐに契約するという話だったのですが、各消防団から傷んだホースの数を報告してもらうのに時間がかかり、平成19年3月末の契約になるそうです。請求者にもその旨伝えてあります。

次のNo. 57②の事業総額がだいぶ変わっている件ですが、公開した表は工事発注の設計書のような単価をひとつひとつ積み重ねて出したものではありません。「エレベーター工事 何億円、機械設備工事 何千万円」といった概算で書かれたものでした。また当初の13億円というのは4年近く前の数字ですのでかなり大まかな金額です。金額が下がった要因は、時間の経過につれ内容を精査していったことのほか、見積もりに使う設計単価を土木工事用から建築工事用へ変更するのを認められたためと所管から聞いています。（事務局後日補足：「設計単価」ではなく「諸経費率」の間違い。同様の工事でも、土木工事と建築工事では決められた諸経費率に違いがあり、建築工事の諸経費率で算出するよう変更したため金額が下がった。公共工事の設計額は、資材費・工事人の労務費など工事施工にあたり直接的に必要な経費（直接工事費）と、工事を進めるにあたり間接的に必要な経費（諸経費）から成り立っている。）このことは公開時に所管の担当者から請求者に説明しています。

嶋田委員・・・・・・No. 60は「保護者の発言及び身体状況に関する部分」が個人情報で非公開になっています。こういう事故の場合、原因究明と再発防止が最も重要です。非公開部分が原因究明等に関係する情報であったなら、公益確保の観点から問題ではないのでしょうか。個人情報の保護と、公開することによる公益確保というものをどう折り合いをつけて考えていくか。

主任・・・・・・公開した誤飲事故報告書に事故発生からその後の対応の経過が詳しく載っていま

す。また、事故をうけて児童課が私立保育園にチーズキスを給食等に出しているか、出すときは小さく切る等の配慮をしているか、救急救命講習を保育士は受けているかといったアンケートをしています。その内容も公開していますので、原因究明や再発防止のための情報まで伏せてしまったのではありません。非公開にしたのは誤飲事故報告書の一部で、これまでの子どもの体調に関する保護者の発言や、保護者自身の身体状況が書いてある部分です。(事務局後日補足：児童課に確認したところ、市内全保育園・保育所・保育ママに対し、事故例をあげてチーズキスの使用に注意を呼びかける通知を数回出した。その後、同様の事故は報告されていないとのこと。)

川島委員・・・運用状況報告書の「非公開とした理由」欄には、「文書中の保護者の発言および身体状況に関する部分は、条例第6条第2号個人情報に該当し、児童及び保護者の日常生活に関するものであり、一般に公開されることを前提に記録されたものではなく、園と保護者の信頼関係の上での記録であるため」と書いてありますが、この書き方が事故の原因究明に関わる部分まで非公開にしたのではないかという誤解を招く表現になっているので、これは直した方がよいと思います。

主任・・・・・・わかりました。

川島委員・・・No. 44ですが、市都民税の申告によって減額又は増額修正された件数と金額について、文書を作成しておらず不存在という非公開決定がされている。しかし、税額の修正は担当者の判断でできるものではなく、決裁をとって市長名で行う行政処分のはずです。その件数等を把握していないのは担当課の怠慢ではないですか。基本的な統計数値としてもとっておく必要があると思います。

主任・・・・・・担当課では件数把握の必要性は感じていないように思われます。ただ、システム上件数を抽出することはできるようになっていますので、今の考え方を課税課に伝えて検討を依頼します。

会長・・・・・・お願いします。

嶋田委員・・・No. 69の②ですが、「落札業者からは積算書の提示を求めたが、確認後返却した」ので文書不存在となっている。コピーはとっていないということですね。これは市役所の通常のやり方なのですか。積算がきちんとなされているかの確認のために提示させているんだと思いますが、それを保管しておく必要性はないのでしょうか。

主任・・・・・・契約課に確認して次回お答えします。

嶋田委員・・・No. 80は一部のデータが削除済で不存在となっています。これは保存年限等から見てもこの時期に削除して問題ないものだったのでしょうか。

主任・・・・・・この「振替一覧表」というのは、ある基金から別の基金に一時的にお金を振替えるという処理を会計課で行った際に、どのような処理をしたかの確認のために財務会計システムから印刷しているものです。文書管理規程に保存年限が明記されている

ものではなく、事務処理のために作って確認が終われば廃棄するという取扱いをしています。

嶋田委員・・・わかりました。

会長・・・・・・No. 72で「住居の間取りがわかる部分」を非公開としていますね。これは再開発ビル設計図面等のなかから、マンション部分の部屋の間取りが書いてあるところは伏せたということですか。

係長・・・・・・部屋を購入する個人の資産に関する情報と判断しました。また間取りがわかることで空き巣などの犯罪を誘発するおそれがあるので犯罪予防情報にも該当します。判例でも同様の考えが示されています。

川島委員・・・・所有者が決まっているので個人情報に該当するというのならわかりますが、販売前のマンションであれば誰が買うかわからないのだから個人情報にはあたらないと思います。マンションの販売チラシには間取りがでているのと同じだと思いますが。

会長・・・・・・No. 78で「弔慰金を支出した葬儀の故人名」が非公開ですが、亡くなった人には保護される利益がないので公開してよいのではないですか。誰に出したかを公開できないという考えですか。

主任・・・・・・誰に出したかを公開できないという考えではありません。その方が亡くなったという情報が個人情報なので非公開と考えました。ホームページにのせている市長交際費の支出表でも、故人名は伏せています。

会長・・・・・・故人については保護される利益がないので公開だと思えます。調べてみてください。

主任・・・・・・わかりました。

会長・・・・・・No. 65の備考欄で、「建設企業共同体協定書の出資割合」を企業に公開の可否を確認してから公開しています。これはこういう手続を踏まないといけないのですか？

主任・・・・・・法人情報にあたるのではないかと考えて照会しました。

嶋田委員・・・・No. 74で、アスベストに関する届け出先が市ではないので文書不存在となっています。しかし、こういう多くの市民の健康にかかわるような重要な情報の場合には、都や国からその保有する情報を取り寄せるというようなエージェント機能も今後検討していくべきではないでしょうか。

課長・・・・・・各自治体がそれぞれの情報公開条例に基づいて運用していますが、公開請求があった自治体が、その文書を保有する自治体に送付を要請するという仕組みはまだ検討されていません。同じ文書でも自治体によって公開、非公開の判断がわかる場合もありますからなかなか難しいと思います。

嶋田委員・・・・近隣市の情報公開担当所管があつまって意見交換をするような場はないんですか。

課長・・・・・・ないです。

嶋田委員・・・・エージェント機能を作るには多くの自治体と連携しなければいけないので難しいとは思いますが、アスベストのような情報については検討してほしいと思いますね。

会長・・・・・・No. 91の②は、備考欄を見るとまさにエージェント機能を発揮して情報提供を行ったようですね。請求者は、市が再就職に関与しているかどうかにはかかわらずとにかく市から補助金を得ている団体に再就職した人がいれば教えて欲しいという趣旨だったのですか。

主任・・・・・・請求者は市にも省庁のような再就職をあっせんする所管なり組織があるんだろうと考えていらしたんですが、そういう所管はないということと、あっせんはしていないけれど本人の就職活動でそういう団体に再就職したと聞いている人はいると説明しました。では知っている範囲で教えて欲しいということで、念のため再就職した本人にも確認の上情報提供しました。

係長・・・・・・No. 33ですが、備考欄に「8月14日まで期間延長」と書くのが漏れていました。追記をお願いします。

会長・・・・・・他にご質問ありませんか。なければ運用状況の報告は終わらせていただきます。続きまして「議事録のホームページ公開について」事務局からお願いします。

主任・・・・・・前回の審議会で検討をお願いした件です。この審議会の議事録は会長の承認後、各委員に送付し、市役所情報コーナーにも誰でも自由にコピーできる状態で置いています。これをさらに市のホームページでも公開するかどうかご検討ください。市のホームページはこの2月に全面リニューアルしました。トップページの「市政情報」から「審議会等」を開くと、各種審議会の一覧ページがみられるようになっています。

嶋田委員・・・・・・拝見しました。全体的にだいぶ見やすくなりましたね。助かります。

島崎・古瀬委員・・・・・・わかりやすくなりましたね。

主任・・・・・・ありがとうございます。このページですでに議事録を公開しているのは、行財政改革審議会、総合計画審議会の二つだけと非常に少なく、議事録も要約版のみです。情報公開の審議会議事録はほとんど一言一句形式に作っており非常に長いので、これをそのまま載せる必要があるかということも含めてご検討をお願いします。

川島委員・・・・・・私も市のホームページを見ましたが、審議会や協議会といったものが37もある。これは多すぎるし、そのなかで委員氏名を公開しているのは10件、議事録を載せているのは2件だけで、それもA4で1～2ページの要約版です。審議会等の内容公開については誠にお粗末な状況です。

ただひとつ、数年前に市議会の議事録公開が遅いという問題でこの審議会から要望を出したことがあるのですが、現状は議会が非常に良くなってまして、本会議・委員会の全議事録が昭和63年ごろから遡ってホームページで見られるようになっている。議会は非常に前進されたとほめていいと思います。

市全体としてはお粗末な状態ではあるけれど、情報公開運営審議会は先頭を切って

議事録を公開していくべきだと考えます。

課長・・・今の議事録は発言者の氏名が入った作りになっていますが、これはこのままでよろしいですか。

会長・・・今までのがきちんとした議事録ですからそのまま公開するのがよいと思います。ただ、公開する前に発言内容等の確認はしなくてはならない。今までは会長が確認して承認していましたが、もし不正確な発言が記載されていてそのまま公開されてしまうと問題なので、これからは全ての委員に目を通してもらい、ご自分の発言に間違いがないか確認してもらおう方がよいですね。

主任・・・ホームページに公開する場合は、議事録ができれば全ての委員に送付して2週間ほどチェックしてもらい、全員の了承を得た上で公開するという形を考えています。

嶋田委員・・・東京都の情報公開運営審議会の議事録はホームページで読めますが、発言委員氏名も入っています。情報公開の審議会ですから、発言者名を含めて積極的に情報を公開していく必要があると思いますね。

会長・・・そうしましたら、あまり長々しくならないよう発言内容を損なわない程度に整理して、発言者氏名をいれた形で公開するという事で皆さんよろしいですね。

全員・・・了承します。

主任・・・公開するのはいつの議事録からにしますか。

会長・・・皆さんの了承がとれた今回の議事録からがよいと思います。

主任・・・わかりました。

会長・・・続きまして4番目の「その他」の議題はありますか。

松原委員・・・市の審議会等が37あるということですが、会議自体を公開していないところも多く、情報公開条例があるのにあまり公開という意識がないように思えるのですが。

部長・・・市には「東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」があり、審議会等の原則公開、議事録の作成等を義務付けていますが、根拠があれば非公開とすることも可能で各審議会の判断にゆだねています。これをもっと原則に沿って公開を進めるよう政策室と協議していきます。

川島委員・・・情報公開運営審議会をモデルにして、会議は公開、議事録はホームページでも公開するというやり方を市全体で進めていってほしいと思います。

会長・・・そのほかにありますか。

係長・・・情報公開に関して裁判がおこされていますのでご報告します。お配りしたのが平成18年7月5日付けで東京地裁に出された訴状です。廃棄物減量等推進審議会の議事録を公開請求したところ発言委員名を伏せた部分公開決定となったため、その取り消しを求めているものです。発言委員名については、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し、公開すると公正な立場から委員が発言することに支障をきたすおそれがあるため非公開としたものです。こちらについてはまだ裁判中ですので結果

が出ましたらまたご報告します。

会長・・・・・・・・他に無いようでしたら、本日はこれもちまして終わらせていただきます。

～閉 会～